

平成26年3月13日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉

総務文教常任委員会への説明員の出席について

平成26年3月12日付け滝議第214号で通知がありました総務文教常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部長

山 崎 猛

総務部次長

五十嵐 千夏雄

総務部総務課長

田 中 嘉 樹

総務部総務課副主幹

小 畑 力 也

(総務部総務課総務グループ)

第33回 総務文教常任委員会

H26. 3.14 (金) 午前9時00分
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《総務部》

（1）一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を（資料）総務課
改正する条例について

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第33回 総務文教常任委員会

H26. 3. 14 (金) 9 : 00～

第 一 委 員 会 室

開 会 9 : 0 0

委 員 長 第33回の総務文教常任委員会を開会いたします。

委員動静報告

委 員 長 それでは、委員動静ですが、全員出席しております。委員外議員として木下議員の出席を許可します。

1. 所管からの報告事項について

委 員 長 1、所管からの報告事項について、総務部、(1)、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての説明をお願いいたします。

(1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

田中課長 予算審査特別委員会の非常にお忙しい中、本委員会を開催していただきましたことにお礼申し上げます。この中身ですけれども、職員の給与に関する部分でございます。職員労働組合と協議を重ねてまいりまして、最終的に昨日の夜、組合としての機関決定がなされたということでもあります。したがって、4月1日の施行に向けまして本議会の最終日に追加提案をさせていただきたいということでございます。よろしくお願いいたします。担当副主幹から説明させていただきます。

小畑副主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長 説明が終わりました。

質疑ありますか。

柴 田 そもそも部分がよくわからないのですが、どうして国は4月1日をもって廃止ということを決めたのか。そこがいまいちわからない。57歳が6,000円程度というのですが、退職前ですから月額給料だけに影響するものではないと思う。その給与の額はどの額をもって、本来は計算するものだったのですか。

小畑副主幹 国がこのタイミングでこの措置を終えるということにあわせてするということでありますけれども、国ではこれまでも人事院勧告に基づいて、そのとおりの実施、その中身の実施ということでおおむね進めてきたわけであります。人事院勧告では、平成23年の勧告にかかわらず、その前から給与構造の見直しといえますか、若年層と高齢層職員の給与配分の見直しということをやっていると進めてきておりまして、引き続き官民格差を見た場合に、若年層職員は民間に比べて低いけれども、高齢層職員については引き続き公務員のほうが民間より高いというところの見直しの一つの手段として主に現給保障、今その経過措置を受けているものについては高齢層職員になっているだろうということで、その高齢層職員の配分の見直しのために経過措置の廃止というところで出ました人事院勧告を国としてもそれを進めたいということで決定がされたところです。ただし、東日本大震災の対処のための給与減額支給措置というのを平成24年、25年と2カ年にわたって行ってきた間はそのダメージが大きいということで、その措置が終了するタイミングで廃止をするということで、その職員の層の間の配分の見直しを官民格差の状況に合わせてしていきたいということで決定がされ

委員長
副委員長

ました。退職金の関係ですけれども、月額給料についてはおっしゃられたとおり、月額の給料だけではなくて期末勤勉手当等にも反映されることにはなりますけれども、退職金につきましては本則の給料のほうで支給されることになっておりますので、そちらには影響いたしません。

ほかに質疑ありますか。

戻ったということによかったと思うのだけれども、滝川市の給料の場合、生活保護の事件のときも下げたりしている。18年と書いてあるが、そういうものの関連とかは全然ないのか伺う。

もう一つは、組合との関係をちょっと言っていたけれども、これは市長が判断することで組合と交渉してやるものではないのではないか。交渉がだめだということではないが、最終判断というか、それは市長が判断するのでしょうか。そのところを伺う。

小畑副主幹

1つ目の、平成18年の生活保護の引き下げとのタイミングの関係ですけれども、これは生活保護の事件への対処のための財源措置のための給料カットということとは全く関係ございません。平成17年に人事院勧告の中で、北海道は地域と都市部との給与の差があるということで、全体4.8%引き下げましょうという、その17年の勧告に基づいて、平成18年、国のほうでは4月1日から、市のほうはちょっと作業がおくれまして7月1日から、これは人事院勧告に基づいてされたものであります。

田中課長

2つ目の、労使協議の関係でございます。基本的には職員の勤務条件にかかわることは労使協議をもって進めるということが大原則でございます。おっしゃったとおり、その合意がなかったら提案できないのかということではありませんけれども、やはり基本としては労使合意ということが大前提にあるということでございます。

委員長
渡 邊

ほかに質疑ありますか。

4月1日に廃止になるということで、この点線と実線の差というのはずっとこのままでいくということでもいいのかどうか伺う。それとこの一般会計16人、主査以下10人が減額になるというのは、次の定昇、その他給料が上がるというわたりとか、保護というか、そういう救済は何人ぐらい該当するのか。わかる範囲で伺う。

小畑副主幹

資料のマーカーをさせていただきました点線で引き下がる部分につきましては、本則の給料に引き下がったところから、この後昇給あるいは昇任によりまして実線の二重線の部分を超えていくということはあるかと思えますけれども、そういったことによらない救済処置というのはありません。

渡 邊

26年予算の職員費が計上されているが、これの減額というか、そういう処置はないという考えでいいのか。

もう一点、この線の関係で、30万円を例にとってやっていますけれども、この1万4,400円の差額というのは、もうその定昇、昇任以外は埋まっていけないということでもいいのかどうか伺う。

小畑副主幹

まず補正の関係でありますけれども、影響額が少ないということがございまして補正予算の提出の予定はしておりません。繰り返しになりますけれども、この引き下がった部分については、昇給、ただ年齢が55歳以上ということになりますと、昇給停止ということにもなっております。昇任によりまして級が5級、6級、7級と上がりましたら、そのときの昇給分というのがございますので、

そういったことによってこの二重線の30万円を超えていくということはあると思います。

委員長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

2. その他について

委員長 2、その他について、委員から何かありますか。

(なしの声あり)

委員長 事務局から何かありますか。

(なしの声あり)

3. 次回委員会の日程について

委員長 3、次回委員会の日程については正副委員長に一任いただきたいと思います、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 以上で、第33回総務文教常任委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉 会 9 : 1 4